

**医療機関における
「原子力災害時避難計画」
作成ガイドライン**

**平成26年9月
愛媛県保健福祉部**

目 次

I	ガイドラインの目的	1
II	避難計画作成に当たっての留意事項	2
III	避難計画の内容等	4
	(避難計画の作成例及び様式)	6

I ガイドラインの目的

災害時に特段の配慮が必要な要配慮者が多数入院する病院等医療機関においては、原子力災害に備え、入院患者等を安全かつ迅速に避難させるため、施設において対応すべき必要な事項を定めた「避難計画」をあらかじめ作成しておくことが重要です。

愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）や愛媛県広域避難計画において、原子力災害対策重点区域内（伊方原子力発電所から半径 30 km 圏内）の病院等医療機関の管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとしています。

このガイドラインは、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一に伊方原子力発電所において事故が発生し、これにより原子力災害が発生した場合に備えて、原子力災害対策重点区域内の病院等医療機関に対し、「避難計画」の作成及び原子力災害対応の支援を行うことを目的としています。

原子力災害対策重点区域内の各医療機関においては、このガイドラインを参考とし、それぞれの施設の実情に応じた避難計画を作成するとともに、原子力災害時においては、作成した避難計画をもとに、安全かつ迅速な避難を行うものとします。

なお、このガイドラインは、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県広域避難計画の改正など、状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

II 避難計画作成に当たっての留意事項

1 原子力災害について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」といいます。）によると、原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因して放射性物質又は放射線が原子力施設外に異常放出されたことにより生じる被害とされています。

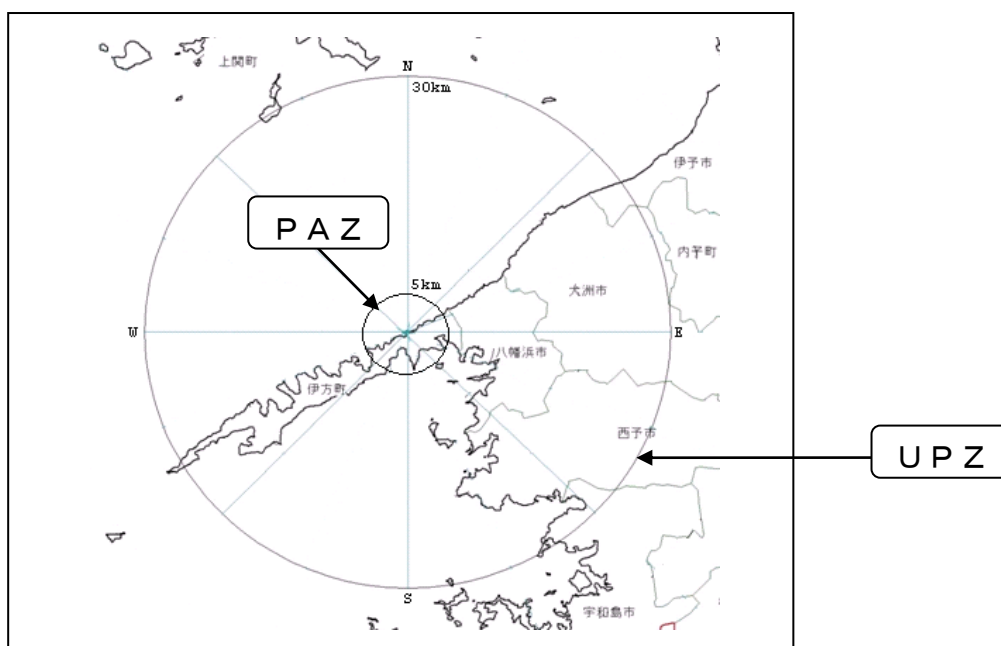
放射性物質や放射線による影響は五感で感じられない（見えない、聞こえない、匂わない、味が無い、肌に感じない）ことから、医療機関は、行政機関等の関係機関が発表・提供する情報を速やかに把握し、その指示等に従って避難や屋内退避等を行うことが非常に重要となります。

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある「被ばく」には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があるので、原子力災害対策の実施に当たっては、これら双方への対処を十分に検討して、無用な被ばくを回避することが大切です。

被ばく	経路
外部被ばく	体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。
内部被ばく	放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばく。

2 原子力災害対策重点区域と防護措置について

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）では、次のとおり定めています。



予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

放射線被ばくによる影響を回避するため、直ちに避難を開始するなど、放射性物質が周辺環境に放出される前から予防的に防護措置（避難等）を準備する区域を指します。具体的には、原子力施設から概ね半径5kmの地域を設定しており、愛媛県では伊方町が該当します。

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

放射線被ばくによる影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、避難や屋内退避等を準備する区域を指します。具体的には、原子力施設から概ね半径30kmの地域（PAZを除く。）を設定しており、愛媛県では、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町が該当します。

【緊急事態等の区分及び防護措置】

事態区分	施設の対応（避難・屋内退避）
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none">• PAZ内の施設は、早い段階での避難指示に備えて、速やかに避難準備（避難場所、避難手段の確保等）を進める。• UPZ内の施設は、情報収集・連絡体制を整える。
施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none">• PAZ内の施設は、避難指示があった場合は、避難を開始する。ただし、入所者の状況によっては屋内退避も検討する。• UPZ内の施設は、屋内退避の準備をする。
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none">• PAZ内の施設は、既に避難を開始している。• UPZ内の施設は、屋内退避を実施して、緊急時モニタリング結果等によって、避難準備又は避難を開始する。

Ⅲ 避難計画の内容等

1 計画のポイント

(1) 計画の周知

多数の入院患者等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、作成した計画は、職員、入院患者及びその家族等に周知しておくことが重要です。

(2) 市町等関係機関との連携・協力体制の強化

各市町における地域防災計画や避難計画に原子力災害対策を定めているため、各医療機関はあらかじめ所在地の市町の地域防災計画や避難計画を確認しておくことが重要です。

医療機関に対する災害発生時の情報連絡や避難指示等は市町が行うため、あらかじめ、市町の防災部局・保健部局の連絡窓口、伝達手段等を確認するなど、市町との緊急時の連絡体制、情報共有体制を整備しておくとともに、避難先、避難経路、避難手段の確保等について、県、市町及び関係機関と協議しておくことが必要です。

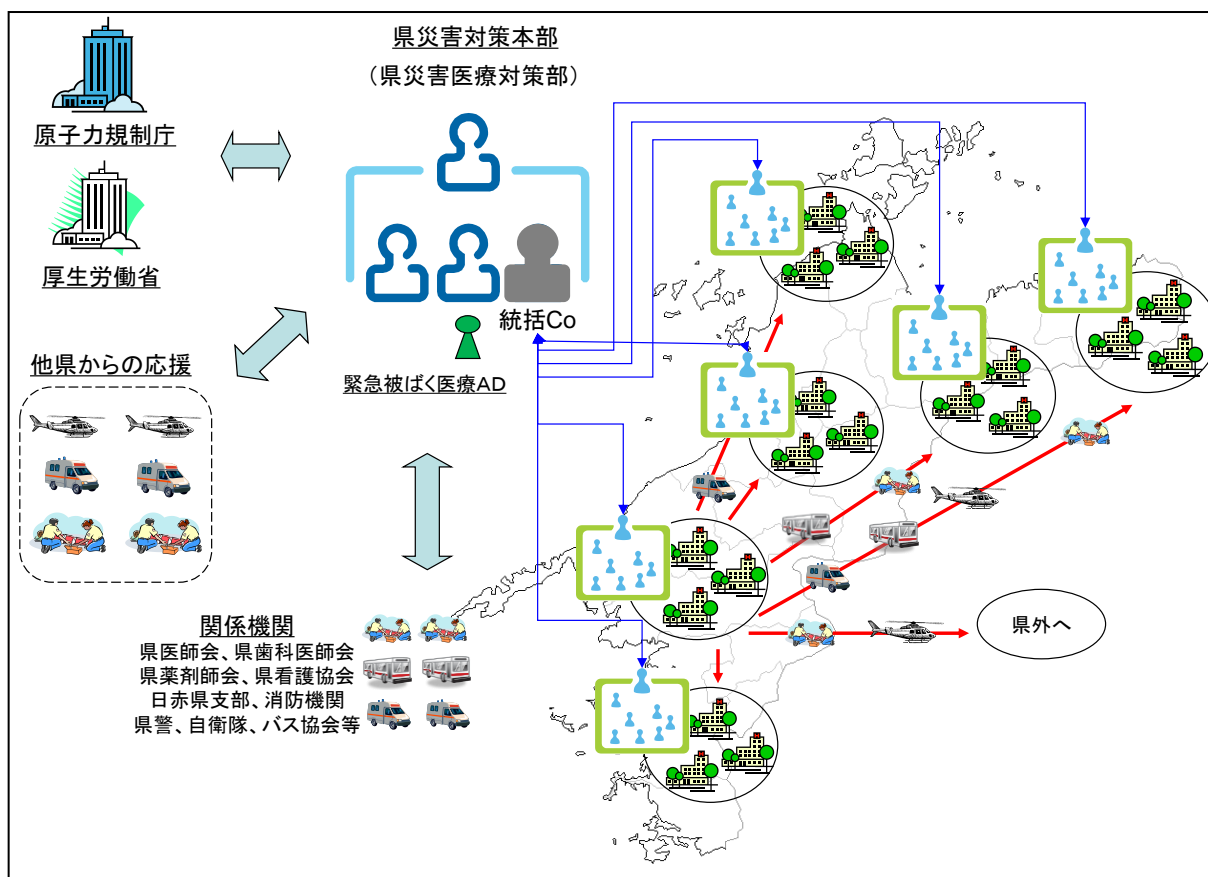
(3) 避難先及び避難手段の確保

県では、災害の規模等により各医療機関の被害状況等も異なるため、災害時には柔軟に対応することが重要であることから、災害の状況等に応じて避難先を調整する仕組みづくりを行うこととしています。

具体的には、愛媛県災害医療対策部が、各圏域内の医療機関の被災状況を踏まえたうえで、愛媛県緊急被ばく医療アドバイザー及び愛媛県災害医療コーディネータの助言を受け、圏域ごとの受入可能数を基に、避難先病院等との調整を行うこととしています。

なお、県内で調整が見つからない場合は、周辺他県との調整を行うこととしています。

また、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、関係機関の協力を得て確保することとしています。



2 計画の構成

避難計画は、次の項目を参考に、それぞれの施設の実情に応じたものを作成してください。

なお、作成例及び留意事項については、別添「作成例」のとおりです。

- 避難計画の目的
- 原子力災害事前対策
 - ・ 原子力災害対策委員会の設置・開催
 - ・ 緊急連絡体制および入院患者情報の整理
 - ・ 原子力災害防災教育・訓練の実施
 - ・ 生活物資・医薬品・入院患者等の移送に必要な資機材の確保
 - ・ 避難先病院、避難経路、避難手段および避難方法
- 原子力災害応急対策
 - ・ 緊急事態の組織体制と任務
 - ・ 情報の伝達及び要請
- 屋内退避、避難準備および避難

※施設の実態に合った避難計画としてください。

※わかりやすく、具体的な内容となるよう留意してください。

原子力災害時避難計画（病院作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この避難計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に基づき、〇〇〇〇〇〇〇（医療機関名）における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、入院患者等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

（補足説明）

- ・原子力災害対策単独の避難計画のみならず、既に策定している自然災害に対する防災対策と連動した、原子力災害と自然災害との複数の事象に同時に対処する複合災害対策についても検討するようにしてください。

（人命の安全確保及び被ばくの回避）

第2条 原子力災害対策は、入院患者等の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

（適用範囲）

第3条 この計画は、入院患者及び職員等に適用する。

（地域住民等との連携協力）

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入院患者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

（補足説明）

- ・原子力災害時において施設の孤立化を防ぎ、安全かつ迅速な避難を行うためには、避難訓練等への参加を地域の自主防災組織等に要請するなど平常時から地域との協力体制を構築するよう努めてください。

第2章 原子力災害事前対策

（原子力災害対策検討委員会）

第5条 原子力災害対策業務の適切な実施を図るため、原子力災害対策上の基本的な事項を審議する原子力災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は施設管理者とする。

3 委員会に原子力災害対策の措置を実施する情報グループ、教育グループ、訓練グループ、備蓄グループを置く。委員長は各グループのグループ長を定め、グループ長は委員会の委員となる。

4 委員会は、施設防災対策を審議する組織が別にあるときには、それと替えることができる。第6条及び第7条において同じ。

(補足説明)

- ・原子力災害には組織として対処する必要があるので、施設内での体制づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設管理者と入院患者の状況を熟知した職員で構成する委員会等を設置するなど、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討する必要があります。
- ・委員会等には、原子力災害対策上で必要と思われる、情報収集伝達体制の整備、防災教育、避難訓練、物資等の備蓄などの活動ごとにグループを組織して検討を重ねることが重要です。ただし、施設の規模、入院患者及び職員数を考慮して、実態に合った組織体制とするとともに、自然災害対応の体制との共通化を図る必要があります。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、定例会は〇年に〇回、臨時会については委員長が必要と認めるときに開催する。

(補足説明)

- ・委員会の種別及び開催回数は、施設の実情に合わせて定めてください。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次の各号について審議検討する。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- (2) 応急対策組織の編成及び活動に関すること。
- (3) 原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
- (4) 避難先、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- (5) 防災教育及び避難訓練に関すること。
- (6) 入院患者情報に関すること。
- (7) 食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者移送資機材等の確保に関すること。
- (8) 複合災害への対処に関すること。
- (9) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

(補足説明)

- ・平常時より施設内で原子力災害対策に関する情報を共有しておくことが非常に重要であるので、第7条各号に定める事項以外にも必要な審議検討事項がある場合は明示してください。
- ・特に、緊急時における情報伝達の手段・方法の確立、避難先・避難経路・避難手段・避難方法の選定等、防災教育、避難訓練に関しては、県・市町と協力して取り組むようにしてください。

(緊急連絡体制及び入院患者情報の整理)

第8条 情報グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確認し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集方法を整備するものとする。

2 情報グループは、緊急時における入院患者の家族等への連絡方法を確認するほか、入院患者個々の心身の状態等を記載した別紙「入院患者情報一覧」を作成するものとする。

(補足説明)

- ・次に掲げる内容は必ず事前に決めておく必要があります。
 - ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達方法
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法及び代替手段
 - ④施設間や入院患者の家族等への連絡方法
- ・夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決めるようにしてください。

(原子力災害防災教育)

第9条 教育グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入院患者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入院患者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難先、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(補足説明)

- ・避難開始時には集団で避難することになるため、役割分担、行動手順、避難先、避難経路、避難誘導方法は重点的に教育を行う必要があります。
- ・防災教育の実施に際しては、必要に応じて、入院患者の家族等にも参加を要請するようにしてください。

(原子力災害避難訓練)

第10条 訓練グループは、市(町)の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、定期的実施するものとし、入院患者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

3 原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(補足説明)

- ・避難訓練は、入院患者の実態に応じたものとなるよう工夫して行うとともに、訓練実施後は、必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを避難計画に反映させる必要があります。
- ・避難訓練の実施回数は、法令や条例に定めがある場合は、それに従ってください。

(備蓄及び点検)

第11条 備蓄グループは、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

2 備蓄グループは、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとする。

(補足説明)

- ・避難の長期化に備え、入院患者及び職員が最低限度の生活を維持できるよう、3日分程度の食糧、飲料水、医薬品等を備蓄するよう努めてください。
- ・地震や津波との複合災害も想定して、日頃から施設設備の点検を行うことが必要です。

(避難先、避難経路、避難手段及び避難方法)

第12条 委員長は、市町等関係機関と連携して、原子力災害時において入院患者及び職員を集团的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。

2 避難先については、愛媛県災害医療対策部が、各圏域内の医療機関の被災状況を踏まえたうえで、愛媛県緊急被ばく医療アドバイザー及び愛媛県災害医療コーディネータの助言を受け、圏域ごとの受入可能数を基に、避難先病院等との調整を行う。

ただし、介護保険適用療養病床の入院患者はあらかじめ選定されていた施設と、精神病床の入院患者は予め選定されていた精神病院と、施設管理者が調整を行い、避難先病院等を決定する。

3 避難手段については、自ら確保できる避難手段のほかは、愛媛県災害対策本部が、国、関係機関の協力を得て確保する。

4 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入院患者及び職員に周知するものとする。

5 避難手段及び避難方法は、入院患者情報一覧にも記載するものとする。

(補足説明)

- ・原子力災害時には、無用な被ばくを回避するためには、市町との連携が大切ですので、市町が選定している避難経路等を確認したうえで、入院患者の状況に応じた避難方法を決定する必要があります。
- ・避難先については、県・市町・関係機関との連携により、災害の状況等に応じて柔軟に対応できる避難先を調整するための仕組みづくりを行うとともに、避難元、避難先病院等の情報を整理することとしています。
- ・介護保険適用療養病床及び精神病床の入院患者の避難先病院等について、施設管理者での調整が困難な場合は、愛媛県災害対策本部が調整を行います。
- ・介護保険適用療養病床又は精神病床がない病院にあつては、第2項ただし書きの部分の記載は不要です。

第3章 原子力災害応急対策

(災害対応組織)

第13条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する災害対応組織を置く。

- 2 災害対応組織は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班から編成し、各班の役割は別紙のとおりとする。
- 3 災害対応組織の本部長は施設管理者とする。本部長は副本部長及び各班の班長を定め、副本部長及び班長は委員会の委員となる。
- 4 災害対応組織が原子力災害時に行う具体的な行動手順は別紙のとおりとする。

(補足説明)

- ・原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成する必要があります。
- ・夜間等の少人数体制下における初動対応も確認しておくことが大切です。
- ・複合災害を想定して、対応要員の実効的な動員計画を検討して定めておくことが必要です。
- ・災害対応組織を構成する人員は第5条の「グループ」と関連付けて分担を決めるようにしてください。

(本部長及び副本部長の職務)

第14条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(補足説明)

- ・本部長だけでなく、各班にも代理者を置いておく必要があります。

(情報の伝達及び応援要請)

第15条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

- 2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、〇〇〇市(町)災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

(補足説明)

- ・原子力事故発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うためには、関係者間の連携不足により、情報の受伝達に混乱が生じないようにする必要があります。

(施設の安全確認)

第16条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(補足説明)

- ・複合災害を想定した施設設備の安全確認を行うほか、窓を閉めるなど原子力災害特有の対応を行う必要があります。

(応急物資の確保)

第17条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品等、入院患者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

(補足説明)

- ・屋内退避や避難の長期化に備えて、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リストをもとに、入院患者の状況に応じた物資を必要量確保する必要があります。

第4章 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第18条 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

(補足説明)

- ・屋内退避時には、外気が施設内に流入しないようにするとともに、窓から離れて施設の中央に可能な限り退避するなど、被ばくを低減させる措置を講じる必要があります。

(避難準備)

第19条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。

2 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入院患者の避難準備をさせるものとする。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引き継ぎを行うものとする。

3 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など、避難に関する情報提供を行うものとする。

(補足説明)

- ・入院患者の状態を十分に把握したうえで、心身の状態を悪化させないように留意しながら、避難準備に取り掛かる必要があります。

(避難)

第20条 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入院患者及び職員等を避難させるものとする。なお、避難手段等の確保に時間を要する、避難することにより入院患者等の心身の状態が悪化するおそれがある等の場合には、屋内退避を検討する。

2 搬送が困難な患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避させるものとする。

3 搬送する入院患者は、避難先及び適切な避難手段が確保された者から、順次、避難を開始するものとする。

4 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

5 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

6 連絡調整班は、入院患者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

7 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行うものとする。

8 避難誘導班は、避難先に到着後、本部長に連絡するものとする。

9 応急物資班は、避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

10 本部長は、入院患者を避難させた場合には、〇〇〇市(町)災害対策本部に報告するものとする。

(補足説明)

- ・避難は、あらかじめ定めていた方法をもとに行うこととなりますが、実際に発生した原子力災害の状況によっては、そのときに市町災害対策本部が指定した避難先、避難経路、避難手段により避難する可能性もあります。
- ・避難の実施に当たっては、そのときの状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じてください。
- ・家族等への引き継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、入院患者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、市町災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡してください。

※施設の実態に合った避難計画としてください。

※わかりやすく、具体的な内容となるよう留意してください。

原子力災害時避難計画（有床診療所作成例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この避難計画は、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）第2編第8章に基づき、〇〇〇〇〇〇〇（医療機関名）における原子力災害対策について必要な事項を定め、もって伊方原子力発電所の原子力事故による災害から、入院患者等を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

（補足説明）

- ・原子力災害対策単独の避難計画のみならず、既に策定している自然災害に対する防災対策と連動した、原子力災害と自然災害との複数の事象に同時に対処する複合災害対策についても検討するようにしてください。

（人命の安全確保及び被ばくの回避）

第2条 原子力災害対策は、入院患者等の人命の安全の確保を第一義として実施し、無用な被ばくを回避するための措置を講じるものとする。

（適用範囲）

第3条 この計画は、入院患者及び職員等に適用する。

（地域住民等との連携協力）

第4条 原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民及び入院患者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

（補足説明）

- ・原子力災害時において施設の孤立化を防ぎ、安全かつ迅速な避難を行うためには、避難訓練等への参加を地域の自主防災組織等に要請するなど平常時から地域との協力体制を構築するよう努めてください。

第2章 原子力災害事前対策

（原子力災害対応体制の整備）

第5条 施設管理者は、原子力災害に適切に対応するために必要な災害対応組織を別紙のとおり組織し、その役割等を定める。

(補足説明)

- ・原子力災害には組織として対処する必要があるため、施設内での体制づくり及び職員間での情報共有を図るため、施設管理者と入院患者の状況を熟知した施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討する必要があります。
- ・原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うためには、施設の規模、入院患者及び職員数を考慮して、実態に合った組織体制とするとともに、自然災害対応の体制との共通化を図る必要があります。

(緊急連絡体制及び入院患者情報の整理)

第6条 施設管理者は、市（町）の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集方法を整備するものとする。

2 施設管理者は、緊急時における入院患者の家族等への連絡方法を確認するほか、入院患者個々の心身の状態等を記載した別紙「入院患者情報一覧」を作成するものとする。

(補足説明)

- ・次に掲げる内容は必ず事前に決めておく必要があります。
 - ①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達方法
 - ②施設内での情報伝達方法
 - ③時間帯に応じた確実な情報伝達方法及び代替手段
 - ④施設間や入院患者の家族等への連絡方法
- ・夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決めるようにしてください。

(原子力災害防災教育)

第7条 施設管理者は、市（町）の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入院患者及び職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に入院患者及び職員が具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 避難先、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) 避難生活に関する知識
- (7) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(補足説明)

- ・避難開始時には集団で避難することになるため、役割分担、行動手順、避難先、避難経路、避難誘導方法は重点的に教育を行う必要があります。
- ・防災教育の実施に際しては、必要に応じて、入院患者の家族等にも参加を要請するようにしてください。

(原子力災害避難訓練)

第8条 施設管理者は、市（町）の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

2 原子力災害避難訓練は、定期的実施するものとし、入院患者及び職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

3 原子力災害避難訓練実施後は、その実施効果等の検証を行うものとする。

(補足説明)

- ・避難訓練は、入院患者の実態に応じたものとなるよう工夫して行うとともに、訓練実施後は、必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを避難計画に反映させる必要があります。
- ・避難訓練の実施回数は、法令や条例に定めがある場合は、それに従ってください。

(備蓄及び点検)

第9条 施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入院患者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

2 施設管理者は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

3 備蓄する生活物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとする。

(補足説明)

- ・避難の長期化に備え、入院患者及び職員が最低限度の生活を維持できるよう、3日分程度の食糧、飲料水、医薬品等を備蓄するよう努めてください。
- ・地震や津波との複合災害も想定して、日頃から施設設備の点検を行うことが必要です。

(避難先、避難経路、避難手段及び避難方法)

第10条 施設管理者は、市町等関係機関と連携して、原子力災害時において入院患者及び職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。

- 2 避難先については、愛媛県災害医療対策部が、各圏域内の医療機関の被災状況を踏まえたうえで、愛媛県緊急被ばく医療アドバイザー及び愛媛県災害医療コーディネータの助言を受け、圏域ごとの受入可能数を基に、避難先病院等との調整を行う。
- 3 避難手段については、自ら確保できる避難手段のほかは、愛媛県災害対策本部が、国、関係機関の協力を得て確保する。
- 4 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入院患者及び職員に周知するものとする。
- 5 避難手段及び避難方法は、入院患者情報一覧にも記載するものとする。

(補足説明)

- ・原子力災害時には、無用な被ばくを回避するためには、市町との連携が大切ですので、市町が選定している避難経路等を確認したうえで、入院患者の状況に応じた避難方法を決定する必要があります。
- ・避難先については、県・市町・関係機関との連携により、災害の状況等に応じて柔軟に対応できる避難先を調整するための仕組みづくりを行うとともに、避難元、避難先病院等の情報を整理することとしています。

第3章 原子力災害応急対策

(災害対応組織)

第11条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する災害対応組織を置く。

- 2 災害対応組織は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班から編成し、各班の役割は別紙のとおりとする。
- 3 災害対応組織の本部長は施設管理者とする。本部長は副本部長及び各班の班長を定める。
- 4 災害対応組織が原子力災害時に行う具体的な行動手順は別紙のとおりとする。

(補足説明)

- ・原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担及び指揮系統を明確にした組織を編成する必要があります。
- ・夜間等の少人数体制下における初動対応も確認しておくことが大切です。
- ・複合災害を想定して、対応要員の実効的な動員計画を検討して定めておくことが必要です。

(本部長及び副本部長の職務)

第12条 本部長は、原子力災害応急対策の実施全般については一切の指揮を行うものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

(補足説明)

- ・本部長だけでなく、各班にも代理者を置いておく必要があります。

(情報の伝達及び応援要請)

第13条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

- 2 連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、〇〇〇市(町)災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。
- 3 連絡調整班は、本部長の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

(補足説明)

- ・原子力事故発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うためには、関係者間の連携不足により、情報の受伝達に混乱が生じないようにする必要があります。

(施設の安全確認)

第14条 安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設及び危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(補足説明)

- ・複合災害を想定した施設設備の安全確認を行うほか、窓を閉めるなど原子力災害特有の対応を行う必要があります。

(応急物資の確保)

第15条 応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品等、入院患者移送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

(補足説明)

- ・屋内退避や避難の長期化に備えて、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リストをもとに、入院患者の状況に応じた物資を必要量確保する必要があります。

第4章 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第16条 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

- 2 各班は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

(補足説明)

- ・屋内退避時には、外気が施設内に流入しないようにするとともに、窓から離れて施設の中央に可能な限り退避するなど、被ばくを低減させる措置を講じる必要があります。

(避難準備)

第17条 避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入院患者に現在の状況を伝達し、入院患者の安全確認を行うとともに、不必要な不安及び動揺を与えないようにするものとする。

2 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入院患者の避難準備をさせるものとする。なお、入院患者のうち、早期退院が可能な患者については、退院を勧奨し、退院にあたっては、あらかじめ定めた方法により家族等への引き継ぎを行うものとする。

3 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部に対し、入院患者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達及び支援者の派遣など、避難に関する情報提供を行うものとする。

(補足説明)

- ・入院患者の状態を十分に把握したうえで、心身の状態を悪化させないように留意しながら、避難準備に取り掛かる必要があります。

(避難)

第18条 本部長は、〇〇〇市(町)災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入院患者及び職員等を避難させるものとする。なお、避難手段等の確保に時間を要する、避難することにより入院患者等の心身の状態が悪化するおそれがある等の場合には、屋内退避を検討する。

2 搬送が困難な患者については、症状が安定するまで、気密性の高い部屋に退避させるものとする。

3 搬送する入院患者は、避難先及び適切な避難手段が確保された者から、順次、避難を開始するものとする。

4 入院患者は、職員の指示に従うものとする。

5 連絡調整班は、避難先病院に出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

6 連絡調整班は、入院患者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡するものとする。

7 避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入院患者のケアを行うものとする。

8 避難誘導班は、避難先に到着後、本部長に連絡するものとする。

9 応急物資班は、避難先で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

10 本部長は、入院患者を避難させた場合には、〇〇〇市(町)災害対策本部に報告するものとする。

(補足説明)

- ・避難は、あらかじめ定めていた方法をもとに行うこととなりますが、実際に発生した原子力災害の状況によっては、そのときに市町災害対策本部が指定した避難先、避難経路、避難手段により避難する可能性もあります。
- ・避難の実施に当たっては、そのときの状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じてください。
- ・家族等への引き継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会のもと、入院患者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、市町災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡してください。

※施設の実態に合わせて、わかりやすく具体的に作成してください。

様式集（参考）

【役割分担表】

班	業務内容	担当者
本部長	・総括責任（原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示）	責任者：施設管理者 代理者①：事務長 代理者②：〇〇〇
副本部長	・本部長補佐 ・被害、避難状況の取りまとめ	責任者：事務長 代理者①：〇〇〇 代理者②：〇〇〇
連絡調整班	・災害情報の収集 ・市町、関係機関との連絡調整、支援要請 ・職員への連絡 ・入院患者の家族等への連絡	班長：〇〇〇 代理者①：〇〇〇 代理者②：〇〇〇 班員：〇〇〇
安全確認班	・施設、設備の被害状況確認、安全確認 ・ドア、窓を閉め、換気扇を止める ・火の元の確認	班長：〇〇〇 代理者①：〇〇〇 代理者②：〇〇〇 班員：〇〇〇
応急物資班	・備蓄食糧、資機材の点検 ・持出品の確認	班長：〇〇〇 代理者①：〇〇〇 代理者②：〇〇〇 班員：〇〇〇
避難誘導班	・入院患者への状況説明 ・入院患者の安全確認、状況把握 ・入院患者の避難準備、退避、避難誘導 ・入院患者の家族等への引渡し	班長：〇〇〇 代理者①：〇〇〇 代理者②：〇〇〇 班員：〇〇〇

注) 班編成、業務内容、担当者は、複合災害に対処できるように、自然災害に対する防災・避難計画とも連動させておくこと。

注) 業務内容は、災害時の混乱を避けるため、できる限り詳しく記載しておくこと。

【緊急連絡先一覧（外部機関）】

連絡先	電話	電話		FAX	担当者
		夜間	休日		
市町防災担当課					
市町医療担当課					
〇〇〇消防署					
〇〇〇警察署					
協力施設	〇〇〇〇				
	〇〇〇〇				
	〇〇〇〇				
協力者	〇〇〇〇				
	〇〇〇〇				
	〇〇〇〇				

【伝達事項】

発信先	伝達事項	措置内容
市町災害対策本部	※あらかじめ伝達事項を簡条書きに整理	
上記以外	※関係機関ごとに整理	

【緊急連絡網（施設内）】

No.	氏名	住所	連絡先		メール	
			自宅	携帯	自宅	携帯
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

【入院患者情報一覧】

担当者(避難誘導責任者)							
氏名 ^{ふりがな}	性別	生年月日	年齢	血液型	服用薬	連絡先①(続柄:)	
						氏名 電	
						話	
本人の 状態・特性	※状態等を具体的に記入					連絡先②(続柄:)	
						氏名	電
避難手段	※避難先までの移動手段を記入					氏名 電	
							話
避難方法	※どのような支援が必要かを具体的に 箇条書きで記入					連絡先③(続柄:)	
						氏名	電
						話	

注) 一覧とは別に入所者ごとに詳細な情報を記載した台帳を整備しておくことが望ましい。

【備蓄品・非常持出品リスト】

区分	品目	持出	数量	保管場所	直近の有効 (消費)期限	有効(消費) 期限対象数
食糧・飲料						
医薬品						
衛生用品						
消耗品						
その他						

原子力事故等覚知後の職員行動手順（例）

医療法人〇〇〇会
◆◆◆◆病院
△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・入院患者及び職員等は、原子力発電所から放射性物質又は放射線が周辺環境に異常放出されることに備えて、安全を確保し、被ばくを低減する措置を開始する。
- ・外来患者は、原則として市（町）の避難計画に基づき、速やかに避難所等へ移動する。

【活動内容】

- ・災害対応組織の本部長（施設管理者）は、各対策班に必要な指示を出し、入院患者、職員及び施設設備の安全を確保し、状況に応じた判断を行う。
- ・災害対応組織の副本部長（事務長）は、本部長の補佐役を務めるとともに、人手が足りない対策班の業務を手伝う。
- ・安全確認班は、応急物資班とともに、万一の避難に備えて、避難時に支障となる障害物がないかどうか施設内外を点検し、障害物があった場合は除去する。
- ・避難誘導班は、入院患者等に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。

【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部の担当窓口連絡して、今後の情報伝達方法を確認する。その際には、あらかじめ作成しておいた伝達事項をもとに連絡する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を本部長に伝えるとともに、院内に周知する。

【職員参集】

- ・非番職員は、自分や家族の安全を確認できたら、自主的に参集する

- ・夜間や早朝の場合、当直職員は、緊急連絡網により、職員への参集要請を行う。
- ・連絡をとれなかった職員には、連絡調整班が引き続き、連絡をとる。

【避難準備】

- ・各対策班は、屋内退避又は避難指示が出された場合の担当業務内容を確認し合い、避難準備を開始する。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合ったうえで、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

「屋内退避指示」が出された場合の職員行動手順（例）

医療法人〇〇〇会

◆◆◆◆病院

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・入院患者及び職員等は、速やかに、落ち着いて施設内（屋内）に退避し、安全を確保し、被ばくを低減する措置を講じる。

【活動内容】

- ・災害対応組織の本部長（施設管理者）は、入院患者、職員等及び施設設備の安全が確認された時点で、各対策班を指揮して避難準備を行わせる。
- ・災害対応組織の副本部長（事務長）は、入院患者及び職員等、施設設備の安全を確認する。
- ・安全確認班は、屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、窓には目張りをする。空調設備、換気装置を止める。
- ・応急物資班は、食品にはフタ、ラップをして、冷蔵庫で保管する。
- ・応急物資班は、飲料水は密閉できる容器に入れる。
- ・避難誘導班は、入院患者等に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげるとともに、経過観察する。
- ・避難誘導班は、入院患者等を窓際から離し、施設の中央に退避させる。
- ・外から入ってきた者は、顔や手をよく洗い、場合によってはシャワーを浴びる。
- ・外で着ていた服はビニール袋に入れて、しっかりと口を閉じる。

【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（屋内退避の留意事項）といった情報を収集する。
- ・連絡調整班は、収集した情報を本部長に伝えるとともに、院内に周知する。

【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入院患者情報一覧に記載している入院患者の家族等に入院患者及び施設の状況を伝える。

【避難準備】

- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。
- ・応急物資班と避難誘導班は、入院患者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を求める。
- ・避難誘導班は、自主防災組織及び近隣の他施設に応援要請の検討を始める。
- ・各対策班は、速やかに避難ができるよう、役割分担表に定められている項目の準備、点検を行う。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合ったうえで、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

「避難指示」が出された場合の職員行動手順（例）

医療法人〇〇〇会

◆◆◆◆病院

△△年△△月△△日策定

【避難行動】

- ・入院患者及び職員等は、市（町）災害対策本部から指示のあった避難先に速やかに、落ち着いて避難し、安全を確保する。
- ・避難準備ができるまでは施設内に留まる。

【活動内容】

- ・災害対応組織の本部長（施設管理者）は、各対策班に状況に応じた的確な指示を行い、入院患者の混乱を防止する。
- ・災害対応組織の副本部長（事務長）は、市（町）災害対策本部から指示のあった避難先、避難経路及び避難手段の状況を確認する。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部に施設の対応状況を連絡し、避難の具体的な手順を確認する。
- ・安全確認班は、火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ・応急物資班は、携行品、非常持出品を確保し、避難車両に積み込む。
- ・避難誘導班は、入院患者等に状況を説明し、落ち着かせてから、避難車両の準備ができた段階で、あらかじめ定めていた避難方法により、入院患者等を避難場所まで誘導する。
- ・入院患者及び職員等は、避難場所への移動中はマスク及び外衣を着用する。
- ・入院患者等の避難誘導は、各対策班が協力して行う。
- ・連絡調整班は、避難が完了したときは、市（町）災害対策本部に報告する。

【情報収集】

- ・連絡調整班は、テレビ、ラジオ、CATVによる原子力災害に関する情報（災害情報、事故の進展情報、モニタリング情報）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- ・連絡調整班は、市（町）災害対策本部、県・市（町）ホームページ、防災行政無線、広報車、自治会、自主防災組織からの広報により、国・県・市（町）の対応状況、施設がとるべき対応（集合場所、避難場所、避難経路、避難手段）といった情報を収集する。

- ・連絡調整班は、収集した情報を本部長に伝えるとともに、院内に周知する。

【家族等への連絡】

- ・連絡調整班は、災害用伝言ダイヤルサービスなど事前に確認している連絡方法により、入院患者情報一覧に記載している入院患者の家族等に入院患者の状況、避難先、避難開始時刻、到着予定時刻等を伝える。

【応援要請】

- ・応急物資班と避難誘導班は、入院患者の避難に必要な資機材（移送用車両、車いす、ストレッチャー）と人員を確認し、不足する分は市（町）災害対策本部に連絡調整班を通じて応援を要請する。
- ・連絡調整班は、自主防災組織及び近隣他施設に必要な人員と資機材の応援を要請する。

※ここに示している対応は、一例に過ぎず、施設の実態によって様々なパターンがあります。これをもって万全ではありませんので、施設管理者が中心となり職員間で、よく話し合ったうえで、万が一のときに慌てることのないように具体的対応を決めてください。

※行動手順は、避難時に使用するもので、箇条書きにするなど、わかりやすく具体的なものにしておくことが大切です。

原子力災害対策チェックリスト

避難計画の作成や災害対策を実施するに当たって、このチェックリストを参考にしながら、チェックリストに掲げている項目について、その内容が盛り込まれているかどうか、十分に検討したどうかを点検してください。

また、避難計画作成後も、このチェックリストを活用して、不十分な点等を把握して、その改善に努めるようにしてください。

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
役割分担	平常時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の役割分担を定めている。			
	災害時の職員の行動手順を定めている。			
	職員が参集できず、事前に定めていた体制を確保できない場合の対応を決めている。			
	自然災害との複合災害にも対応できる体制となっている。			
情報収集・伝達体制	職員への緊急連絡網を定めている。			
	市町・関係機関への緊急連絡先一覧を作成している。			
	市町・関係機関への災害時伝達事項を定めている。			
	電話以外の連絡手段を確保している。			
	災害情報の収集方法をリストアップしている。			
	停電時・通信規制時における情報入手手段・連絡手段を把握している。			
招集・参集	夜間・早朝、休日に招集・参集可能な職員を把握している。			
	徒歩や自転車(バイク)で参集することができる職員を把握している。			
	職員の参集に要する時間を把握している。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
避難経路	避難経路を定めている。			
	避難経路図を作成して掲示している。			
	避難経路は複数の経路を選定している。			
	避難経路を通過して危険箇所を把握している。			
避難手段	避難手段を定めている。			
	避難に必要となる車両の数を把握している。			
避難方法	避難(誘導)方法を定めている。			
	徒歩での避難が困難な入院患者を把握している。			
	避難に必要となる車いす、ストレッチャーの数を把握している。			
	入院患者ごとの避難誘導者を定めている。			
	夜間・早朝、休日における不足する避難誘導者を把握している。			
入院患者 管理	入院患者情報一覧を作成している。			
	家族等への連絡方法・引継ぎ方法を確認している。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
備蓄	食糧の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	医薬品の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	生活物資の備蓄品・非常持出品リストを作成している。			
	必要資機材の備蓄品・非常時持出品リストを作成している。			
	備蓄量は入院患者及び職員分を含めて3日程度を目安としている。			
	飲料水の備蓄量は1日1人3リットルを目安としている。			
	備蓄品は1日に1人がどの程度使用するかを把握して備蓄量を決めている。			
	備蓄品は複数個所に分けて備蓄している。			
安全確認	施設設備、危険物の点検をしている。			
	施設内にどのような設備があるか把握している。			
	施設の耐震性・耐火性・気密性を把握している。			
	家具・ロッカーなどを金具で固定している。			
	ガラスの飛散防止措置を講じている。			
教育	施設内で職員への防災教育を実施している。			
	行政機関等が実施する研修会等に職員を参加させている。			

対策	点検項目	点検日	点検日	点検日
訓練	施設での避難訓練を実施している。			
	訓練は、複合災害、夜間・早朝、休日を想定している。			
	地域での避難訓練に参加している。			
避難計画	避難計画を周知している。			
	避難計画は全職員が参画して見直している。			
地域連携	災害応援について自主防災組織や他施設との間で取り決めをしている。			
	他施設との交流会、研修会を実施している。			
	施設主催行事に地域住民を招待している。			
	自治会、町内会の行事に参加している。			